

## 議案第36号

新座市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合について

農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、新座市農業委員会委員の任命につき、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は同条第1号イからヌまでに掲げる者とするについて同意を求める。

令和4年2月21日提出

新座市長 並 木 傑

### 提 案 理 由

新座市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号イからヌまでに掲げる者とするについて同意を得たいので、同条第2号の規定により、この案を提出するものである。